

平成28年度子ども・子育て支援推進調査研究事業

<産後ケアガイドラインの作成及び産前・産後の支援のあり方に関する研究>

<公益社団法人日本助産師会>

平成27年度に実施した「より効果的な妊娠出産包括支援事業としての産後ケアのあり方に関する研究」の結果をもとに、母子の安全と良質なケアを提供することを実現するために、平成28年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「産前・産後の支援の在り方に関する調査研究」の研究会（事務局：母子保健推進会議）の下部組織として、産後ケア事業ガイドライン（案）および、産後ケアを提供するケア提供者の質を確保のための産後ケア事業実務者研修計画（案）を作成した。

産後ケアは、すべての母子とその家族に必要なケアであるが、ガイドライン（案）は、産後ケア事業を受託する施設が事業を展開する場合に、ケアを提供することのできる対象の状況、必要となる施設整備、ケア提供者の水準等を示した。構成としては、1. 産後ケア対象者の適応基準を示す、2. 提供施設における業務管理基準を示す、3. 標準的内容を示すこととし、検討委員を3つの作業グループにわけ、案を作成した。産後ケア事業実務者研修計画（案）は、座長が提案した。これらを全体の検討会で検討した上で、最終案を完成させた。検討にあたっては、市町村事業担当者の意見や産後ケアを実施している者の意見が必要と判断し、保健センター所長（保健師職）や産婦人科医師、開業助産師をオブザーバーとして検討会に加え、意見を反映させた。

産後ケアとは、母親や家族が地域で様々な支援を受けつつも、育児を行う見通しがつくように支援する移行期のケアである。したがって、母子とその家族の利便性や家庭的雰囲気のある施設であることが望ましい。施設やマンパワーの不足から、医療施設の空きベッドを活用して事業を受諾し、産後ケアを提供する場合も、産後ケア事業の運営要綱と本ガイドライン（案）で示す業務管理基準を考慮して、産後ケアを提供することが望ましい。

ケア提供者は、看護職者をはじめ、臨床心理士、保育士など、様々な職種のもものが想定されるが、まずは、産後ケアの中心的な役割を担う助産師がどのような安全基準のもとに、どのようなケアを提供すべきかを検討し、助産師の研修案を30時間の研修を受けたものであることが望ましいとした。

提示案は、母子保健推進会議が産後ケアガイドライン（案）を作成する際の下案として提出するものである。しかし、現在、産後ケア事業を実施している施設のケア環境やケア内容の見直し、今後、受託を計画している施設のケア提供システムの整備の際の参考資料として活用可能なものであると考える。